



フラワーマスター鹿追地区連絡協議会の皆さん



鹿追保育園の子どもたち

まちづくり基本条例

みんなでつくる・考える
これからの鹿追町

鹿追町まちづくり基本条例 前文

私たちのまち鹿追町は、北海道のきびしい自然環境のなか、大雪山の麓から広がる豊かな大地の恵みを受けて、先人たちが健康でたくましい開拓精神のもと、未来に輝く「活力と魅力あるまちづくり」を目指して、鹿追町の歴史を刻んできました。

私たち町民は、先人の英知とたゆまぬ努力により築き上げられた、安心・安全な食糧の生産基地、大雪山の大自然と調和した観光と花の町、文化の香る教育と福祉の町を、かけがえのない財産として継承し、時代の変化に応じた創意工夫を加えながら、未来を担う子どもたちに引き継いでいかなければなりません。

今日、社会、経済情勢は大きく変化し、今までに経験しなかった困難な課題も生まれてきています。私たちは、町民共通の願いである地域環境を守り、地域の資源を有効に活用して、豊かで快適なふるさと鹿追を実現しなければなりません。そのためには、町民一人ひとりがまちづくりの情報を共有し、互いに手を取り合い、知恵と力を出し合ってまちづくりを進めることが必要です。

私たちは、ここに鹿追町のまちづくりの参加と行動の基本的なあり方を、鹿追町民憲章にそって明らかにし、町民一人ひとりが「うるおいとよろこび」を実感でき、住んでよかったと思える町、誇りを持てる町をつくるために、この条例を制定します。

平成22年4月1日に「鹿追町まちづくり基本条例」が施行されました。この条例は、鹿追町にとっての「憲法」ともいえるもので、今後まちづくりを進めていく上で、最も重要かつ基礎的な役割を果たすものです。

ここでは、条例制定の背景や目的、条例の概要をお知らせいたします。

第1章 総則

町民自らの意思に基づいたまちづくりの実現を目的とし、基本理念として、町民、議会および町の基本的なあり方を定めています。

第2章 情報共有の推進

町民の知る権利、情報の収集・管理・共有などや、協働のまちづくりを進める上で、町として当然の責任である行政の透明性と説明責任について規定しています。

第3章 町民の参加

この条例が目指す「町民自らの意思に基づいたまちづくりの実現」のために町民それぞれの年齢や立場において、まちづくりへ参加する権利を有していることを規定しています。

また、協働は互いに利益やリスクを分かち合うものであることから、町だ

けではなく、町民も責任をもった言動に努める必要があるとしています。



主要懸案事項地区説明会



春の清掃活動

第4章 コミュニティ

町民は、コミュニティの役割を尊重し、良好なコミュニティを守り育てていく必要があります。町はコミュニティの活動を促進するために必要に応じて支援するとしています。

それぞれコミュニティは、互いの活動を理解、尊重し、協力しあうことが重要だとしています。

コミュニティとは、地域住民が自主的に参加し、その総意および協力により住みよい地域社会をつくることを目的として結ばれた行政区やボランティア団体などの組織および団体をいいます。

第5章 議会の役割と責任

町民に分かりやすい、見える議会、町民参加型の議会づくりを行っていくとしています。議会基本条例を制定し、努力目標ではなく義務を課した実効ある議会運営を行い、まちづくりに積極

的に取り組むこととしています。

第6章 町の役割と責任

町は、この条例の基本理念に基づいて公正かつ誠実にまちづくりを進めていき、施策の経過について町民に分かりやすく説明し、要望や質問に対しては速やかに対応することとしています。

町民の生命や暮らし等の安全を確保するため、危機管理の体制整備を図り、災害時に備えることとしています。



開かれた町議会を目指して



ピュアモルトクラブ夏祭り

第7章 住民投票制度

まちづくりに関する重要事項について、町民の意思を確認することを目的に住民投票制度を設けることができ、実施に関する必要な事項は別に条例で定めることとしています。

町民は、地方自治法に基づき、選挙権を有する者の50分の1以上の署名を集め、「住民投票条例」も含めた、条例制定の「直接請求」を行うことができます。

第8章 計画策定等の手続き

広く町民の参加の下に総合計画や各種計画を策定することとしています。各種計画は総合計画との整合性を図るとしています。

第9章 財政

総合計画や町民の意向を踏まえた予算編成を行い、その編成過程を町民に情報提供することとしています。

また、予算執行、決算、財政状況等の公表を行っていくこととしています。

第10章 連携・協力

関係機関や姉妹都市、他の地域の人々と連携し合いながらまちづくりを進めることとしています。



姉妹都市からの訪問団



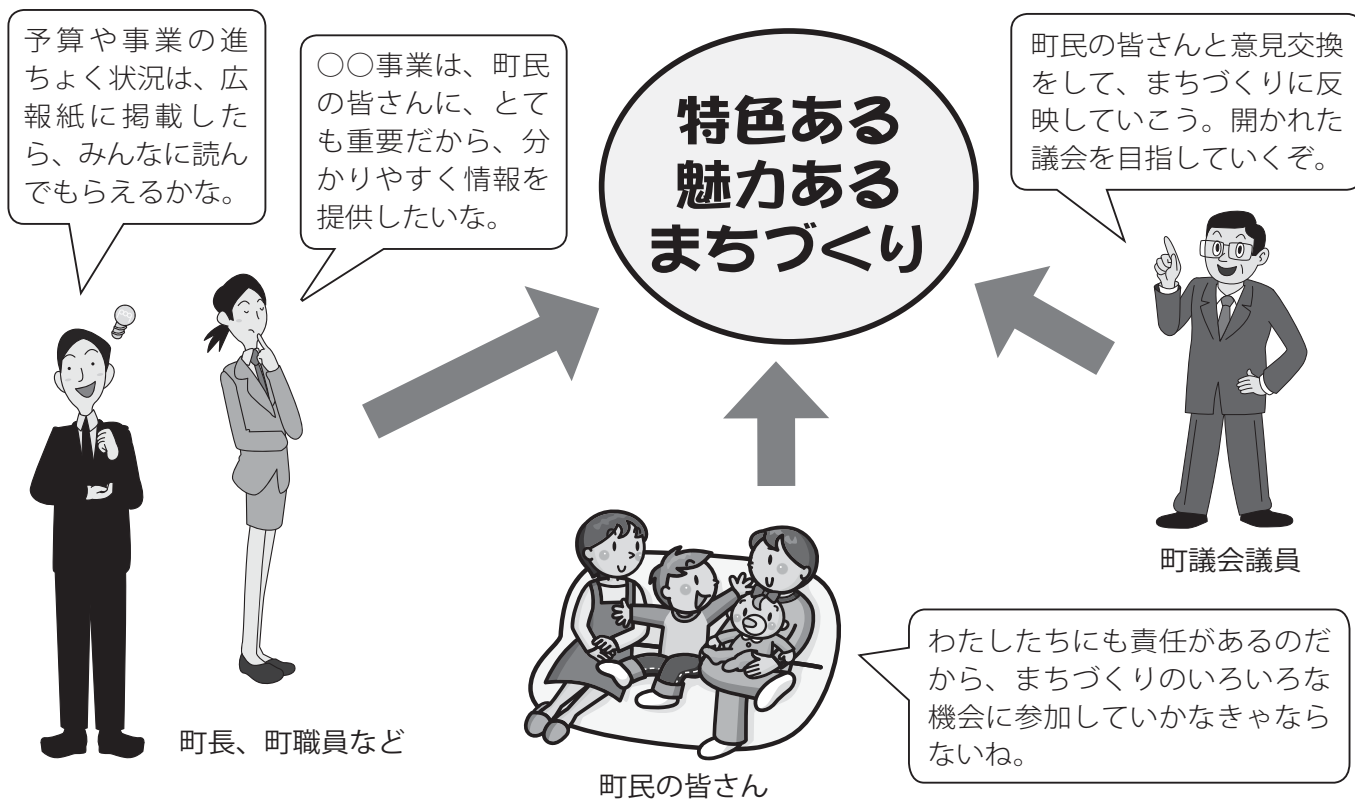
子どもたちの安全のために

第11章 まちづくり基本条例の位置付けおよび見直し

この条例は町の条例の最上位に位置し、町および議会は最大限尊重してまちづくりを進めることとしています。

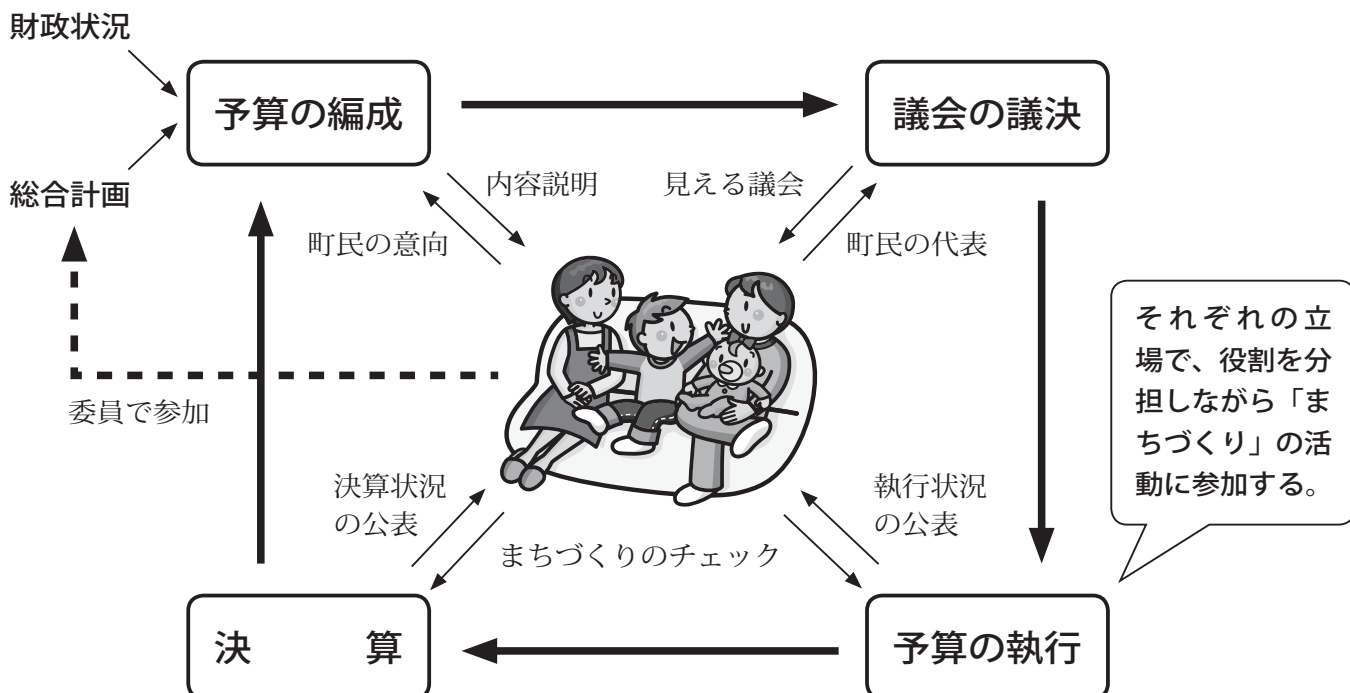
条例を意識して「まちづくり」に参加してみましょう！！

成果は、すぐ目に見えて現れるものではありませんが、条例の基本理念を意識し、町民みんなで行動していくことが大切です。



条例を活かした「まちづくり」をしていきましょう！！

真新しいことはありませんが、ひとりひとりが意識を持って行動し、町民みんなが「まちづくり」に関わっていきましょう。



まちづくり基本条例の

Q & A

Q どうして条例をつくることになったのですか？

A 地方分権が進む中、より一層「自立したまちづくり」を目指す必要があります。そのため、町民・議会・役場が協力し合い「自分たちのまち鹿追」のために、限られた財源をどのように使ってまちづくりをしていくのか考えていくことが大切です。当たり前のようにも聞こえますが、それをルールとしてしっかりと決めましょうという思いのもと、この条例を作ることにしました。



秋祭りのみこし渡御



ふるさと産業まつり

Q まちづくり基本条例とは、どんなものですか？

A まちづくり基本条例は、決して特別なものではありません。

その名のとおり「まちづくり」の「基本」の考え方を「条例」というルールにして定めたものです。

条例として定めることにより、町民、議会、役場それぞれの役割や責任を明確にし、町民全員がいろいろなかたちでまちづくりに参加していこうというものです。

この条例の施行により、まちづくりが急激に変化するわけではありませんが、町職員や議会議員が常にこの条例を意識しながら仕事や議会活動をし、町民皆さまの多くの方がこの条例を理解し、それぞれが「自分たちのまち鹿追」のために積極的にまちづくりに関わっていくことで、確実に「協働」のまちづくりは進んでいくはずで



農作業風景のひとコマ



Q 私たち町民はどのように参加していくの？

A 町民の皆さまは、行政サービスを受けるという点では、役場にとって「お客様」になりますが、まちづくりという広い観点で考える

と、「お客様」ではなく「主役」にならなければなりません。

町民皆さまがまちづくりに参加することは「義務」ではありませんが、行政区や団体などのコミュニティ活動や、各種委員などの公募などを通じて積極的にまちづくりに参加することが求められます。

Q この条例の特徴は？

A ①みんなに分かりやすい条例
「条例」という言葉を聞くだけで難しいイメージ、分かりづらい印象がありませんか。まちづくりの基本となるルールだからこそ、多くの皆さまに読んでもらい理解してもらいたいという思いから「解説版」を作成しました。

②子どもにも分かる条例

鹿追町の将来を担う子どもたちにも、この条例を読んでもらいたいという思いから、難しい言葉はなるべく使わないようにしました。解説版には、比較的難しい漢字に振り仮名をふるなどの工夫をしています。

③育てていく条例

条例はつくることが重要なのではなく、使われ方が重要です。条例の成果は、すぐに目に見えて現れるものでは

ありませんが、どのように活用していくのかを考えながら、育てていくことが大切です。



みんなで観光のまちづくり



④姿勢が明確な条例

条文の表現は「～に努めます」というものではなく「～します」という表現にしています。

これは、それぞれの役割や責任をあいまいにせず、まちづくりへの姿勢を明確にし、積極的にまちづくりに関わっていきましようという思いが込められています。



【お問い合わせ先】
役場企画財政課 企画係
☎ 0156-66-4032

※なお、条例の本文および解説版は、町のホームページに公開しているほか、企画財政課の窓口にて配布もしています。